

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

公 告	ページ
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い 手対策課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定	1
○使用の裁決手続の開始の決定	1
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定（2件）	2

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 農用地利用配分計画の概要
 - 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
香南市香我美町下分1990番地
黒石 博章
 - 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
香南市香我美町上分字中幅276番2及び277番1
- 認可年月日
平成27年8月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年5月27日 27高都計第127号	南国市片山字岩田 1238番2	高知市西秦泉寺 240番地1 アメ

ージングコート
101
杉村 直昭、杉村
裕子

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年8月7日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 起業者の名称
国土交通大臣
- 事業の種類
一般国道56号改築工事（中村宿毛道路・宿毛市平田町戸内字中大和田地内から同市和田字唐川口地内まで）
- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
不明。ただし、次の全部又は一部
宿毛市平田町中山地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
高原	643番	宅地	山林	99.17㎡	5980.07 ㎡	130.25㎡
	644番	畑	〃	9.91㎡		
	645番 1	宅地	〃	95.00㎡		
	645番 ロ	畑	〃	72㎡		
	646番	〃	〃	42㎡		
イタ チ山	908番 1	山林	〃	6,677㎡		
	908番	〃	〃	9,917㎡		

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、
宿毛市平田町中山629番地 谷本 忠
又は
高知市神田1437番地 8 久保 賢司
- 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
抵当権者 権利の存否不明。ただし、抵当権が存在する場合
宿毛市宿毛4970番地 宿毛市役所内
宿毛市開拓農業協同組合（登記簿閉鎖前の名称）
宿毛市橋上町楠山1241番地 代表者 清算人 中本 榮壽
抵当権（昭和38年10月28日 第3508号）
抵当権に係る質権者 権利の存否不明。ただし、抵当権に係る質権が存在する場合
東京都千代田区大手町一丁目9番3号 農林漁業金融公庫
上記承継者
東京都千代田区大手町一丁目9番4号
株式会社日本政策金融公庫 代表者 代表取締役 高橋 洋
抵当権に係る質権（昭和38年11月13日 第3682号）
東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
農林中央金庫 代表者 代表理事理事長 河野 良雄
抵当権に係る質権（昭和46年11月12日 第5762号）、抵当権に係る質権（昭和46年11月12日 第5763号）及び抵当権に係る質権（昭和46年11月12日 第5764号）
- 裁決手続の開始を決定した年月日
平成27年8月5日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年8月7日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 起業者の名称
国土交通大臣
- 事業の種類
一般国道56号改築工事（中村宿毛道路・宿毛市平田町戸内字中大和田地内から同市和田字唐川口地内まで）
- 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及

び地積等
 (1) 土地の所在、地番、地目及び地積等
 宿毛市平田町中山地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
イタチ山	910番2	山林	山林	19,715㎡	19,718.40㎡	2,537.58㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

(2) 使用の方法及び期間

ア 使用の方法

トンネル構造物の設置のための地下の使用(使用する地下の範囲は、東京湾平均海面の上43.771メートルから60.092メートルまでとする。)

イ 使用の期間

トンネル構造物が存続する期間

4 土地所有者の住所及び氏名

高知市神田1437番地8 久保 賢司

5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

- (1) 宿毛市宿毛4970番地 宿毛市役所内
宿毛市開拓農業協同組合(登記簿閉鎖前の名称)
宿毛市橋上町楠山1241番地 代表者 清算人 中本 榮壽
抵当権(昭和38年10月28日 第3508号)
- (2) 東京都千代田区大手町一丁目9番3号
農林漁業金融公庫

上記承継者

東京都千代田区大手町一丁目9番4号
株式会社日本政策金融公庫

代表者 代表取締役 高橋 洋
抵当権に係る質権(昭和38年11月13日 第3682号)

- (3) 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
農林中央金庫 代表者 代表理事理事長 河野 良雄
抵当権に係る質権(昭和46年11月12日 第5762号)、抵当権に係る質権(昭和46年11月12日 第5763号)及び抵当権に係る質権(昭和46年11月12日 第5764号)

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成27年8月5日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年8月7日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事(中村宿毛道路・宿毛市平田町戸内字中大和田地内から同市和田字唐川口地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
宿毛市平田町中山地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
イタチ山	907番	山林	山林	7,204㎡	7,204.00㎡	594.11㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積等
宿毛市平田町中山地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
イタチ山	907番	山林	山林	7,204㎡	7,204.00㎡	320.05㎡
						319.29㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

(2) 使用の方法及び期間

ア 使用の方法

トンネル構造物の設置のための地下の使用(使用する地下の範囲は、使用する土地の面積が320.05㎡であるものにあつては東京湾平均海面の上46.646メートルから60.686メートルまでと、使用する土地の面積が319.29㎡であるものにあつては東京湾平均海面の上47.403メートルから61.378メートルまでとする。)

イ 使用の期間

トンネル構造物が存続する期間

5 土地所有者の住所及び氏名

不明。ただし、亡長谷川越夫 法定相続人
宿毛市長田町3番22-3号 持分2分の1 長谷川 清子
宿毛市長田町3番22-3号 持分2分の1 長谷川 祥継
又は
高知市神田1437番地8 久保 賢司

6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし

7 裁決手続の開始を決定した年月日
平成27年8月5日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年8月7日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事(中村宿毛道路・宿毛市平田町戸内字中大和田地内から同市和田字唐川口地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
宿毛市押ノ川地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
イタチ山	907番	山林	山林	7,204㎡	7,204.00㎡	320.05㎡
						319.29㎡

						積
押ノ川森山	1746番4	山林	山林	933㎡	933.02㎡	4.43㎡

取用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 土地の所在、地番、地目及び地積等
宿毛市押ノ川地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
押ノ川森山	1746番4	山林	山林	933㎡	933.02㎡	6.85㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

(2) 使用の方法及び期間

ア 使用の方法

橋梁上部工を施工するための足場工の用地としての使用

イ 使用の期間

平成28年10月1日から平成29年1月31日まで

5 土地所有者の住所及び氏名

高知市神田1437番地8 久保 賢司

6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

なし

7 裁決手続の開始を決定した年月日

平成27年8月5日